

○ 金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）

改 正 案	現 行
目次 第一章・第二章（略） 第三章 雑則（第六十三条） 附則 （特定関与行為に関する課徴金の計算における手数料等の額） 第一条の八の二 法第七十二条の十二第一項に規定する内閣府令で定める額は、特定関与者（同項に規定する特定関与者をいう。以下この条において同じ。）又はその密接関係者に対し、次に掲げる行為の手数料、報酬その他の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額とする。 一 法第七十二条の十二第二項に規定する特定関与行為 二 前号の特定関与行為が開始された日以後に特定関与者が当該特定関与行為に係る開示書類提出者等（法第七十二条の十二第一項に規定する開示書類提出者等をいう。）のために行った行為（当該特定関与行為を除く。）であつて、当該特定関与行為に密接に関連するもの（法第九十三条の二第一項に規定する監査証明を行う行為を除く。） 前項の「密接関係者」とは、次の各号に掲げる者をいう。	目次 第一章・第二章（略） （新設） 附則

一 特定関与者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する親会社をいう。以下同じ。）

二 特定関与者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）

三 特定関与者と同一の親会社をもつ会社等（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第三項に規定する会社等をいう。以下同じ。）

四 特定関与者（個人に限る。以下この号において同じ。）の同族会社（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十号に規定する同族会社をいい、特定関与者が支配していないことが明らかであると認められる会社を除く。）

五 特定関与者（個人に限る。）の親族

六 特定関与者（個人に限る。）と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

七 特定関与者の役員、代理人、使用人その他の従業者（以下この章において「役員等」という。）

八 前三号に掲げる者以外の者で特定関与者（個人に限る。）から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

九 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における手数料等の額）
第一条の十 法第百七十三条第一項第四号に規定する内閣府令で定め

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における手数料等の額）
第一条の十 法第百七十三条第一項第四号に規定する内閣府令で定め

る額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 違反者（法第七十三条第一項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、運用対象財産（法第二十八条第四項各号に掲げる行為のいずれかを業として行う者が法第四十二条第一項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう。以下同じ。）の運用として法第七十三条第一項第四号の有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等をした場合に、イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）が行われた月について違反者に当該運用対象財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二十一条第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い（法第二十一条第九号に規定する有価証券の募集の取扱いをいう。以下同じ。）又は私募の取扱い（法第二十一条第九号に規定する有価証券の私募の取扱いをいう。以下同じ。）を行う金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われ

る額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 違反者（法第七十三条第一項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、運用財産（法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。以下同じ。）の運用として法第七十三条第一項第四号の有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等をした場合に、イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二十一条第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い（法第二十一条第九号に規定する有価証券の募集の取扱いをいう。以下同じ。）又は私募の取扱い（法第二十一条第九号に規定する有価証券の私募の取扱いをいう。以下同じ。）を行う金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべ

るべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあっては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）に、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額）の総額

ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまでの間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用対象財産の総額

二 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品取引行為（法第三十四条に規定する金融商品取引行為をいう。以下この章において同じ。）の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあっては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約（法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。以下同じ。）に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他

き金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあっては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）に、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額）の総額

ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまでの間の当該運用財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用財産の総額

二 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品取引行為（法第三十四条に規定する金融商品取引行為をいい、法第二十八条第四項各号に掲げる行為を除く。以下この章において同じ。）の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあっては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約（法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。以下同じ。）に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象

の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額

2
(略)

(風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における違反者と密接な関係を有する者等)

第一条の十一 法第七十三條第五項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 違反者の親会社

二 違反者の子会社

三 違反者と同一の親会社をもつ会社等

四 違反者（個人に限る。以下この号において同じ。）の同族会社（法人税法第二條第十号に規定する同族会社をいい、違反者が支配していないことが明らかであると認められる会社を除く。）

2 法第七十三條第五項第二号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額

2
(略)

(風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における違反者と密接な関係を有する者等)

第一条の十一 法第七十三條第五項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 違反者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八條第三項に規定する親会社をいう。以下同じ。）

二 違反者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八條第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）

三 違反者と同一の親会社をもつ会社等（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八條第三項に規定する会社等をいう。以下同じ。）

四 違反者（個人に限る。以下この号において同じ。）の同族会社（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二條第十号に規定する同族会社をいい、違反者が支配していないことが明らかであると認められる会社を除く。）

2 法第七十三條第五項第二号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 違反者の役員等

四・五 (略)

(仮装売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における手数料等の額)

第一条の十三 法第七十四条第一項第四号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 違反者（法第七十四条第一項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、運用対象財産の運用として同項第四号の違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）が行われた月について違反者に当該運用対象財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二十一条第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から抛出を受けた金銭その他の財産の運用である場合）にある者は、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う

一・二 (略)

三 違反者の役員、代理人、使用人その他の従業者（以下この章において「役員等」という。）

四・五 (略)

(仮装売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における手数料等の額)

第一条の十三 法第七十四条第一項第四号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 違反者（法第七十四条第一項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、運用財産の運用として同項第四号の違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二十一条第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から抛出を受けた金銭その他の財産の運用である場合）にある者は、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融

金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあっては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）に、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額）の総額

ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまでの間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用対象財産の総額

二（略）

2（略）

（現実売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における手数料等の額）

第一条の十六 法第百七十四条の二第一項第二号二に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に

商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあっては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）に、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額）の総額

ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまでの間の当該運用財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用財産の総額

二（略）

2（略）

（現実売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における手数料等の額）

第一条の十六 法第百七十四条の二第一項第二号二に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に

定める額とする。

一 違反者（法第百七十四条の二第一項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、運用対象財産の運用として同項第二号二の違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）が行われた月について違反者に当該運用対象財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から抛出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日（以下この号において「基準日」という。））において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用

定める額とする。

一 違反者（法第百七十四条の二第一項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、運用財産の運用として同項第二号二の違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から抛出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日（以下この号において「基準日」という。））において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬

報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額)に、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額)の総額

ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまでの間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用対象財産の総額

二 (略)

2 (略)

(安定操作取引等に係る課徴金の計算における手数料等の額)

第一条の十九 法第七十四条の三第一項第二号ニに規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 違反者(法第七十四条の三第一項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。)が、運用対象財産の運用として同項第二号ニの違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る上場金融商品等若しくは店頭売買有価証券に係るもの(以下この条において「算定対象取引」という。)が行われた月について違反者に当該運用対象財産の運用

算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額)に、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額)の総額

ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまでの間の当該運用財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用財産の総額

二 (略)

2 (略)

(安定操作取引等に係る課徴金の計算における手数料等の額)

第一条の十九 法第七十四条の三第一項第二号ニに規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 違反者(法第七十四条の三第一項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。)が、運用財産の運用として同項第二号ニの違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る上場金融商品等若しくは店頭売買有価証券に係るもの(以下この条において「算定対象取引」という。)が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の

用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から抛受を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）に、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額）の総額

ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまでの間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用対象財産の総額

二 (略)

2 (略)

対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から抛受を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）に、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額）の総額

ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまでの間の当該運用財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用財産の総額

二 (略)

2 (略)

（重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における手数料等の額）

第一条の二十一 法第七十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第七十五条第一項第三号に規定する売買等をした者（以下この項において「違反者」という。）が、運用対象財産の運用として当該売買等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該売買等（以下この項において「算定対象取引」という。

）が行われた月（当該算定対象取引の前に同一の法第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実について他に同一の銘柄の法第七十五条第一項第三号に規定する売買等が行われた月を除く。）について違反者に当該運用対象財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあっては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超え

（重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における手数料等の額）

第一条の二十一 法第七十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第七十五条第一項第三号に規定する売買等をした者（以下この項において「違反者」という。）が、運用財産の運用として当該売買等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該売買等（以下この項において「算定対象取引」という。

）が行われた月（当該算定対象取引の前に同一の法第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実について他に同一の銘柄の法第七十五条第一項第三号に規定する売買等が行われた月を除く。）について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあっては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場

る場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額））の総額

ロ 算定対象取引が行われた日から基準日までの間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用対象財産の総額

二（略）

2 法第七十五条第二項第三号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第七十五条第二項第三号に規定する買付け等又は売付け等をした者（以下この項において「違反者」という。）が、運用対象財産の運用として当該買付け等又は売付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該買付け等又は売付け等（以下この項において「算定対象取引」という。）が行われた月（当該算定対象取引の前に同一の法第六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実について他に同一の銘柄の法第七十五条第二項第三号に規定する買付け等又は売付け等が行われた月を除く。）について違反者に当該運用対

合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額））の総額

ロ 算定対象取引が行われた日から基準日までの間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用財産の総額

二（略）

2 法第七十五条第二項第三号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第七十五条第二項第三号に規定する買付け等又は売付け等をした者（以下この項において「違反者」という。）が、運用対象財産の運用として当該買付け等又は売付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該買付け等又は売付け等（以下この項において「算定対象取引」という。）が行われた月（当該算定対象取引の前に同一の法第六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実について他に同一の銘柄の法第七十五条第二項第三号に規定する買付け等又は売付け等が行われた月を除く。）について違反者に当該運用財

象財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）の総額

ロ 算定対象取引が行われた日から基準日までの間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用対象財産の総額

二 (略)

3 (略)

（重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算におけ

産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）の総額

ロ 算定対象取引が行われた日から基準日までの間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用財産の総額

二 (略)

3 (略)

（重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算におけ

る最低の価格がない場合にこれに相当するもの等)

第一条の二十二 法第百七十五条第五項及び第七項に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 有価証券の売付け等（法第百七十五条第三項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。）が上場有価証券等の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合 金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も低い価格

二 有価証券の売付け等が非上場有価証券の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合 特定有価証券等（法第百六十三条第一項に規定する特定有価証券等をいう。以下この条において同じ。）又は株券等（法第百六十七条第一項に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

2 (略)

3 法第百七十五条第六項及び第八項に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

る最低の価格がない場合にこれに相当するもの等)

第一条の二十二 法第百七十五条第五項及び第七項に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 有価証券の売付け等（法第百七十五条第三項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。）が上場有価証券等の売付けその他の有償の譲渡又は市場デリバティブ取引である場合 金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も低い価格

二 有価証券の売付け等が非上場有価証券の売付けその他の有償の譲渡、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合 特定有価証券等（法第百六十三条第一項に規定する特定有価証券等をいう。以下この条において同じ。）又は株券等（法第百六十七条第一項に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

2 (略)

3 法第百七十五条第六項及び第八項に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 有価証券の買付け等（法第百七十五条第四項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。）が上場有価証券等の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合 金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格

二 有価証券の買付け等が非上場有価証券の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合 特定有価証券等又は株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

4
(略)

第三章 雑則

(出頭命令の手續)

第六十三条 法第百七十七条第一号の規定により事件関係人又は参考人に出頭を求める処分をする場合は、次に掲げる事項を記載した出頭命令書を交付し、又は送付して、これを行わなければならない。

- 一 相手方の氏名又は名称
- 二 相手方に求める事項
- 三 出頭すべき日時及び場所
- 四 出頭しない場合における法律上の制裁

一 有価証券の買付け等（法第百七十五条第四項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。）が上場有価証券等の買付けその他の有償の譲受け又は市場デリバティブ取引である場合 金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格

二 有価証券の買付け等が非上場有価証券の買付けその他の有償の譲受け、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合 特定有価証券等又は株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

4
(略)

(新設)

(新設)

[

改 正 案	現 行
別紙様式（第六十一条の七第一項関係） （略） （記載上の注意） （略） 1 違反の類型 (1) 「発行開示書類等の虚偽記載等」、「継続開示書類等の虚偽記載等」、「大量保有・変更報告書の不提出」、<u>「特定関与行為」</u>、「特定証券等情報の虚偽等」、「発行者等情報の虚偽等」、「自己株式取得の内部者取引」等、報告に係る違反の類型を具体的に記載すること。 (2) （略） 2 違反の概要 (1) （略） (2) 例えば、 イ 当該違反が発行開示書類等又は継続開示書類等の虚偽記載等である場合は、当該虚偽記載等に係る発行開示書類等又は継続開示書類等を特定するに足りる事項、当該虚偽記載等の内容 ロ 当該違反が大量保有・変更報告書の不提出である場合は、提出すべき大量保有・変更報告書の提出事由及び当該提出事由が生じた時期、当該大量保有・変更報告書の提出期限 ハ 当該違反が特定証券等情報又は発行者等情報の虚偽等である場合は、当該虚偽等に係る特定証券等情報又は発行者等情報を特定するに足りる事項、当該虚偽等の内容 <u>三 当該違反が特定関与行為である場合は、当該特定関与行為の内容、当該特定関与行為に係る虚偽開示書類等を特定するに足りる事項、当該特定関与行為に係る虚偽記載等又は虚偽等の内容</u> ホ 当該違反が自己株式取得の内部者取引である場合は、当該取引の方法、数量、価格及び時期、違反に係る業務等に関する重要事実の内容、公表がされた時期等が分かるように、具体的に記載すること。	別紙様式（第六十一条の七第一項関係） （略） （記載上の注意） （略） 1 違反の類型 (1) 「発行開示書類等の虚偽記載等」、「継続開示書類等の虚偽記載等」、「大量保有・変更報告書の不提出」、「特定証券等情報の虚偽等」、「発行者等情報の虚偽等」、「自己株式取得の内部者取引」等、報告に係る違反の類型を具体的に記載すること。 (2) （略） 2 違反の概要 (1) （略） (2) 例えば、 イ 当該違反が発行開示書類等又は継続開示書類等の虚偽記載等である場合は、当該虚偽記載等に係る発行開示書類等又は継続開示書類等を特定するに足りる事項、当該虚偽記載等の内容 ロ 当該違反が大量保有・変更報告書の不提出である場合は、提出すべき大量保有・変更報告書の提出事由及び当該提出事由が生じた時期、当該大量保有・変更報告書の提出期限 ハ 当該違反が特定証券等情報又は発行者等情報の虚偽等である場合は、当該虚偽等に係る特定証券等情報又は発行者等情報を特定するに足りる事項、当該虚偽等の内容 （新設） <u>三 当該違反が自己株式取得の内部者取引である場合は、当該取引の方法、数量、価格及び時期、違反に係る業務等に関する重要事実の内容、公表がされた時期等が分かるように、具体的に記載すること。</u>